

“ひろしまそだち”地産地消協力店登録制度実施要領

(目 的)

第1 広島市内の農林漁業者が生産した農林水産物及びその加工品である“ひろしまそだち”産品を積極的に販売または活用し、地産地消を推進する店舗を「ひろしまそだち地産地消協力店」(以下「協力店」という。)として登録し、市民にPRすることで、“ひろしまそだち”の普及を図ることを目的とする。

(対 象)

第2 広島市内及びその周辺の小売店、直売所、飲食店、事業所(以下「小売店等」という。)とする。

(要 件)

第3 登録は、次の要件を満たさなければならない。

- 1 小売店等の営業場所が特定できること。
- 2 小売店等は、“ひろしまそだち”産品を積極的に販売し、材料として使用し、又はPRすること。

(申 請)

第4 登録を希望する者は、様式1の申請書に必要事項を記入の上、ひろしまそだち地産地消推進協議会(以下「協議会」という。)事務局へ提出する。

(登録及び協力店証の発行)

第5 協議会会長は、第3の要件を満たす場合、協力店として登録し、様式2により通知するとともに様式3の協力店証を交付する。

(登録の取消)

第6 協議会会長は、次の事由に該当する場合、協力店の登録を取り消すことができる。

- 1 協力店から辞退の申し出があったとき
- 2 申請書に虚偽の記載があった場合
- 3 この要領に定めた事項に違反した場合
- 4 その他協力店として不適格と認められる事実が発生した場合

(協力店へのPRグッズの貸出)

第7 協議会会長は、“ひろしまそだち”PRグッズ貸出要領により協力店へPRグッズを貸出すことができる。

(協力店のイベント出店)

第8 協力店は、地産地消に関するイベントにおける「“ひろしまそだち”地産地消協力店」の出店要領により、出店することができる。

(その他)

第9 この要領のほか、必要な事項については協議会会長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成21年11月30日から施行する。

附則

この要領は、平成22年12月17日から施行する。

附則

この要領は、平成29年9月8日から施行する。

附則

この要領は、令和４年４月２６日から施行する。

附則

この要領は、令和７年９月１２日から施行する。